

# 遠野市少年センターだより



令和5年5月発行

遠野市公式キャラクター  
「カリんちゃん」

【遠野市少年センター】遠野市新町1-10 遠野市民センター内 / TEL: 0198-62-4413

## 令和5年度 遠野市少年委員協議会総会を開催しました

令和5年4月26日（水）あえりあ遠野中ホールを会場に、令和5年度遠野市少年委員協議会総会を開催しました。

少年委員協議会佐々木芳夫会長から、「令和5年度は今までコロナでできなかったことにも取り組んでいきたい。児童館や地域との連携を大切に、街頭補導では昨年度以上の成果を出せるようにしたい。」との話がありました。

来賓としてご出席いただいた遠野警察署<sup>まさやおさむ</sup> 榎谷 修 署長からは、日頃の青少年健全育成に関する活動への感謝の言葉をいただきました。

その後、上郷班班長の菊池昭司さんが議長に選出され2つの議案がそれぞれ承認されました。

また、研修として遠野警察署刑事生活安全課<sup>こざしゅうへい</sup> 古坐修平係長より「街頭補導活動の基本と効果的な声かけについて」と題した情報提供をいただき、少年補導は道をふみはずした1歩目を正すこと、更なる非行を防ぎ健やかに育ててもらうことを目的としていることや、実際に声をかける際のポイントについてなどを、非常に分かりやすくお話いただきました。

その後スマホの使い方に関するDVD視聴も行い、総会を終了しました。閉会后には、各班で今年度の活動計画についての話し合いが行われました。

お忙しい中ご出席いただいたご来賓の方々と、少年委員の皆さまに心より感謝を申し上げます。



## 令和5年度 遠野市少年センター活動計画について

- ① あいさつ運動や下校時の見守りなど、街頭補導を中心に子どもたちの顔が見える活動を実施します。
- ② 遠野駅前駐輪場の定期巡回を実施し、無施錠自転車の点検、鍵かけへの啓発を行います。
- ③ 7月に盛岡市で開催される「青少年を非行・被害から守る県民大会」への参加や、11月の子供・若者育成支援強調月間とあわせた情報メディア対応能力養成講座など、少年委員の資質向上と相互交流を目的とした研修会へも参加します。
- ④ 8月には、4年ぶりに市街地での夏まつりが開催されることから、夏まつり特別補導活動を計画し、少年委員の皆さまへ周知します。
- ⑤ 「遠野市少年センターだより」を発行し、少年委員による街頭補導活動状況の報告、活動内容の周知や青少年の健全育成・非行防止に関連した情報発信を行います。

## 令和4年中における遠野警察署管内少年非行の概況

	遠野警察署管内			
		令和4年	令和3年	増減
刑法犯少年	犯罪少年	2	0	2
	触法少年	0	0	0
特別法犯少年	犯罪少年	0	0	0
	触法少年	0	0	0
ぐ犯少年		0	0	0
不良行為少年		4	3	1
合計		6	3	3

### 【遠野警察署管内】 刑法犯少年2名

不良行為少年は増加。行為別では、粗暴行為（中学生3人）、家で（高校生1人）  
 自転車盗難被害状況 4件  
 子ども・女性に対する不審者・声かけ事案 5件 ※声かけ、追尾等

### ～ 用語の説明 ～

犯罪少年…罪を犯した14歳以上の少年

触法少年…14歳未満で刑罰法令に違反する行為をした少年

ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があり、性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

非行少年…犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

刑法犯少年…刑法犯の罪を犯した犯罪少年及び罪に触れる行為をした触法少年

特別法犯少年…刑法及び道路交通法令を除く法令（条例を含む）に違反する行為（シンナー乱用など）をした犯罪少年及び触法少年

## 知っていますか!? 「こども家庭庁」 ～こどもまんなか社会の実現に向けて～

「こども家庭庁」は令和5年4月1日、「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトに掲げて、新しく創設された政府の機関です。



こども政策を推進するにあたり、何よりも大切にするのは、こどもや若者のみなさんの意見です。

こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども家庭庁はこども・若者の皆さんの声を聞き、反映し、こどもや若者の視点に立った政策を実現するとともに、各府省庁や地方自治体と連携し、こども・若者の意見を聴き政策に反映する取り組みを社会全体で推進していきます。



こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ協力を推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

これまで、こどもに関係する仕事は、政府のいろいろな省庁が別々に行っていました。これからは、「こども家庭庁」が政府の中のこども政策全体のリーダーになり、社会の変化によって、これまでなかった課題や、どの省庁が担当するかははっきりしなかった課題、また、対応が十分ではなかった課題に取り組みます。